平成２４年（フ）第８１号
山口市折本１丁目２番15号　ドミールふしのＡ201号
債務者　右田　俊彦
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８２号
札幌市中央区南17条西18丁目１番７―302号、申立時の住所札幌市中央区南18条西17丁目１番１―311号
債務者　野杉　　恵（旧姓比企）
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２８４号
札幌市北区北38条西７丁目２番10号　シティハイム麻生11号
債務者　西條　洋一
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４６８号
札幌市北区篠路１条９丁目１番30号　パルクサンシャイン102号
債務者　山崎　正志
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５８８号
札幌市豊平区美園８条３丁目５番18―203号
債務者　名和　賢悟
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６０５号
札幌市中央区南17条西10丁目２番１号　ヴォーネン南山鼻405号
債務者　三木　海香
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６２５号
北海道江別市朝日町17番地の２　Ｋ６―33
債務者　石田ミツ子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５号
北海道稚内市開運２丁目１番６―905号　市営住宅62―Ｂ―１
債務者　山田　達也
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第１６号
北海道稚内市開運２丁目１番６―905号　市営住宅62―Ｂ―１
債務者　山田美代子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第９４号
群馬県伊勢崎市豊城町2064番地８
債務者　星　　節子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１８５号
群馬県伊勢崎市宮子町3064番地　サンシティ宮子Ｃ103
債務者　木暮　美晴
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２７８号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢1180番地１　町営漆原団地北棟104
債務者　大坂　恵子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２８３号
埼玉県大里郡寄居町大字金尾168番地
債務者　新井　伸吾
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第５３７号
千葉県船橋市緑台２丁目９番６棟406号
債務者　秋吉　佳子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５３８号
千葉県船橋市緑台２丁目９番６棟406号
債務者　秋吉　志帆
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２７１号
神奈川県座間市相武台１丁目5017番地の３　パレットハウス103号
債務者　相羽　　進
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２７３号
相模原市中央区清新３丁目８番13号　ガーデンアイリス102
債務者　黒田孝太郎
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部